

○名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(平成28年3月31日規則第3号)

改正 令和5年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例（平成28年条例第2号）第26条の10の規定に基づき、名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第4条 諮問庁は、対象公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第26条の3第1項の規定により当該対象公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(他の規則の準用規定)

- 2 この規則の施行の日の前日までに審査会を置く必要がある場合は、名寄市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成18年名寄市規則第20号）の規定を準用する。この場合において、「名寄市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年3月31日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。